

総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の概要

令和 5 年 12 月 25 日
総務省大臣官房企画課

1. 趣旨

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号。以下「デジタル手続法」という。）は、手続等のデジタル化の方法等を主務省令に委任しており、これを受けて、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 48 号。以下「総務省主務省令」という。）において、総務省関係法令に規定する手続等のデジタル化の方法等を規定している。

今般、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 63 号。以下「デジタル規制改革推進の一括法」という。）によりデジタル手続法が改正され、手続等におけるデジタル技術の効果的活用に関する規定が設けられたことを踏まえ、総務省関係法令に規定する手続等についてもデジタル技術の効果的活用が図られるよう、総務省主務省令について所要の改正を行う。

2. 内容

デジタル規制改革推進の一括法による改正後のデジタル手続法第 16 条のデジタル技術の効果的活用に関する規定を踏まえ、以下の改正を行う。

- ①行政機関等が処分通知等を行う場合に利用できる電子署名の範囲の拡大（第 2 条第 2 項第 1 号関係）
- ②行政機関等が作成等を行う場合について、クラウドサービスの利用等が可能であることの明確化（第 12 条関係）

3. 公布・施行日

令和 5 年 12 月 25 日